

第二章 「大正デモクラシー」と社会問題

第一節 「デモクラシー」下の社会情勢

一 友愛会支部の成立と発展

川崎支部の結成

一九一三（大正二）年六月七日の夕刻のことである。数日來の降雨によってぬかるみだらけとなった道を川崎町立技芸学校へとむかう人びとの姿がみられた。友愛会の川崎支部の発会式に出席しようとする人びとである。東京電気株式会社川崎工場には、友愛会幹事山口庄吉をはじめ数十名の友愛会員が勤めていた。かれらは川崎支部を設立しようと計画し、五月十日に茶話会をひらき、三名の委員をえらんで計画を具体化していたのである。また、日本蓄音器商会川崎工場に勤務する友愛会員吉岡為雄も川崎支部の設立のために奔走していた。こうして八十余名の新入会者をえて、川崎支部の発会式が挙行されようとしていたのである。

午後七時から行なわれた発会式には、会員百十余名、来賓二十余名、傍聴者五、六十名が参加して、会場はほとんど満員となった。友愛会会長鈴木文治が開会の辞として、友愛会の主義綱領・設立の趣旨動機などにつき一時間をこえる大演説を行い、事務報告につづいて新入会者の入会式が厳粛に行われる。支部幹事として、東京電気川崎工場から中西元吉、若松春吉、



『友愛新報』第1号

『労働及産業』覆刻版から

になつて終わった。

友愛会は一九二二年八月、鈴木文治を会長として十五名の会員で創立された。それは「我等同じ労働社会に生活して居る者が、互に相携へて、見聞も広め、智識も研ぎ、道徳品性の修養をも図り、且つ互に相扶け相親睦して、小にしては相互の地位の向上を求め、大にしては進んで我等の力作を通じて、社会国家に尽すところあらんとして、設けられた」(「友愛会とは何ぞや」『友愛新報』第一号) 団体で、一言でいえば、労働者の自助的な結合によつてその地位の向上をめざす共済・修養団体にはかならなかつた。友愛会は労資協調を掲げ、顧問・評議員には有力者を迎えながら労働者のなかに会員をふやしていった。東

齊藤光次郎が日本蓄音器川崎工場から吉岡為雄、山中忠三郎、左近清之輔の合計六名が紹介され、中西元吉が幹事および新入会者を代表してあいさつをのべた。その後、支部設立に厚意をもつてあつせんを行つた来賓による祝辞演説があつた。その人びとは、橋樹郡長市村慶三、東京電気川崎工場長伊東二三、京浜電車会社運輸課長秋山理太郎、川崎町長小宮隆太郎、川崎小学校校長笠間友作、日本蓄音器庶務課長井合誠治(祝詞代読)である。発会式は、友愛会評議員、裁縫女学校主幹武田芳三郎の「大和魂」と題する講演を聞き、茶菓を喫して午後十一時すぎ

京電気株式会社工業部長新莊吉生は、『友愛新報』第六号（一九一三年四月三日発行）から友愛会評議員にその名をつらねている。彼について鈴木文治は、「新莊吉生氏は……評議員となり、会の発展のためには陰に陽に尽すところ甚大であった。川崎工場の大半は会員となり」（『労働運動二十年』）と川崎支部設立ののにかかりについて書いている。

新莊の評議員就任以前に、東京電気川崎工場の技手や事務員が友愛会の賛助会員となっていることからみて（『友愛新報』第五号）、すでに川崎工場の労働者のなかに友愛会員がひろがっていたことはまちがいないであろう。しかし、新莊の評議員就任が会員を増加させる大きな契機になったことも疑いない。川崎支部発会式を報じた『友愛新報』には、新賛助会員として、東京電気会社から九名、蓄音器商会から八名が名をつらねていた。

友愛会川崎支部は、友愛会の最初の地方支部として発足したが、その結成を推進したのは三つの要素が含まれていたといえる。主要な力となったのは、共済と修養によって自分たちの地位の向上をもとめる労働者の意欲であり、幹事となった人びとを中心に会員拡大に奔走した努力にせめられる。第二に、生産発展、労働者の技術向上をのぞみ、労資の協調という友愛会の主張に共感した新莊をはじめとする資本側の人びとである。そして第三に、来賓のなかにみられる橘樹郡長・川崎町長・川崎小学校長という地域有力者である。この人びとは、工業地帯として発展しつつある川崎町の地域の改良の一つとしての期待を友愛会川崎支部に求めたのであろう。

川崎支部の活動と性格 発足後の川崎支部の活動の主軸は、原則として月一回とされた例会の開催におかれた。例会は、鈴木文治会長など本部役員の開会の辞や講演、事務報告、入会式、有力者の講演、会員の五分間演説、余興をへて茶菓を喫

して閉会となるのが通例である。そこでは、地域有力者の強い後援がはたらいっていた点が特徴的である。たとえば、例会における講演者の顔ぶれの中には、支部一周年大会までの期間で、川崎小学校校長笠岡友作、橘樹郡長市村慶三、帝国在郷軍人会川

第1表 川崎支部の組織人員の変化

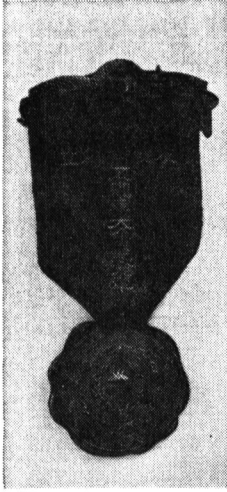
年次	納入会費金額(円)	納入人員数	新入会員数
1913年 6月 (大正2)	—	—	118
7	15.15	303	13
8	15.65	313	—
9	29.60	296	48
10	24.80	248	21
11	24.40	[244]	—
12	24.40	[244]	2
1914年 1月	23.00	[230]	—
2	19.10	[191]	—
3	17.20	172	—
4	18.60	186	1
5	14.20	142	—
6	13.30	[133]	20
7	16.90	[169]	9
8	13.30	133	8
9	9.00	[90]	4
10	14.00	[140]	—

- 1) [] 内は納入会費金額より算定
 2) 新入会員数は、本来6~7月期であるものを6月と表示
 3) 『友愛新報』、『労働及産業』から作成

崎支部長佐村木勝吉、前代議士田中亀之輔、日本鋼管
 会社技師渡辺新、医師佐藤莫秀などの地域有力者をあ
 げることができる。また、前川崎町長で川崎銀行頭取
 である地方名望家石井泰助が、橘樹郡長市村慶三の仲
 介によって、川崎支部の支部長に就任したことは、地
 域有力者が川崎支部育成に協力していることを象徴的
 にしめしていた。地域有力者が、川崎支部の発展に協
 力した理由は、一九一四(大正三)年七月二十六日に行
 われた、支部創立一周年大会によせられた祝辞からみ
 てとることができよう。川崎町長小宮隆太郎は、「我

町工業ノ発達ハ年ト共ニ著シキヲ加ヘ工場会社ノ新設セラル、モノ相ツグ」との状況認識のうえに、友愛会員が「本会綱領ノ
 旨趣ヲ体シ益々奮闘努力セラレンコトヲ希望」し、笠間川崎小学校長も「公共ノ理想ニ従ヒ識見ノ開發徳性ノ涵養技術ノ進歩
 ヲ図ルヲ以テ綱領ノ第一義トセル」友愛会が「綱領ノ示ス所ニ従ヒ益々奮闘趣旨ノ貫徹ニ努力」することを訴えていた(『友愛
 新報』第三四号)。地域有力者は、友愛会における労働者の自助的団結の側面だけでなく、工業発展適応型の修養向上団体的側面
 に注目し、工業地における社会的改良団体として、その育成に協力していたのである。

しかし、川崎支部が一周年大会をむかえることができたのは、地域有力者の支援によるもののみではなかった。支部に結集
 した労働者が自ら組織体制の整備をはかり、支部運営の技術を身につけてきたことが支部の定着を可能にしたのである。



友愛会創立五周年大会
記念章
法政大学大原社会問題研
究所蔵

支部発足の直後には、会費納入者数は三百名を越えていたが、一九一三年十月から減少していく。とくに、十一月、十二月は二か月分まとめての会計決算報告という混乱を示し、しかもあわせて二百四十四名分しか納入されていない(第一表)。この結果、支部会計は十五円以上の不足をきたす事態をまねいていた。十二月二十六日にひらかれた幹事会では、「川崎支部存置可否の件」が議題となるありさまとなった。幹事会は、支部存続を決め、そのために会計整理・幹事改選をなすこととし、新幹事は翌年二月までかかって支部会員の整理を実施した。こうして支部財政の混乱を切りぬけ、さらに七月の幹事会では、「会員を若干の部に分ち各部に幹事一名宛を置く」「各部係幹事は会費徴集其他につき必要と認むる時は委員を置くことを得」「各幹事は毎月三日、十八日迄に受持会員に配付すべき新報数を支部に届出で其責任を負ふ事」などを決定して組織体制を整備して、一周年大会を迎えたのである。川崎支部の一年間は、労働者自身が支部組織運営の力量を身につけてゆく過程でもあった。

川崎支部の事業活動において、いち早くとりくまれたのは医療部の設置である。一九一三年九月に川崎町堀内の医師加太押太郎を指定し、会員及び家族は会員証を持参すれば診察無料薬価実費で治療を受けられることとした。「九月二十六日川崎支部よりの報告に曰く、蓄音器商会勤務中の関忠造氏は、ペレス作業中破片が眼中に飛込み、為めに右眼失明……………同鈴木藤吉氏は病気にて休業引籠中、同吉岡為夫氏(川崎支部幹事)は作業中器械に手を巻きこまれ、重傷」というように(『友愛新報』

第一四号)、なんの保障もなしに負傷や病気に直面していた当時の労働者にとって医療は深刻切実な問題であったからであろう。事業活動は、その後一九一四年十二月に体育部・接骨部を設置し、一九一五年からは購買部も設置されて次第に拡大していった。

川崎支部と争議

川崎支部の性格は、このようにまず修養団体的性格が強く、共済団体的活動が次第に増加するというものであったが、支部の結成は労働者の権利主張の発展にとって大きな意味をもっていた。労資の関係は主従関係のように考えられ、全く無権利状態の中におかれていた労働者にとって、自分たちの組織をもったことは、不当な抑圧に対する抵抗のよりどころをえたものであり、川崎支部は発足直後に労働争議に関与することとなる。

川崎支部が発足してから二十日ほどたった六月二十八日の午後三時ごろである。統一基督教弘道会の機関誌『六合雑誌』の発送を行っていた鈴木文治のところへ、川崎支部から二名の会員が駆けこんできた。蓄音器商会の従業員が、七・八両月は会社の都合により暑中休暇とする、その間の生活費としては例年六月末に支払われる賞与金（日給者）、積立金（請負者）を七月末に半額、八月末に半額支給するとの通告をうけたというのである。従業員は仕事を継続するか、さもなければ二か月分の給料を支給してもらいたいと交渉したが、全く拒否され、事件の解決を鈴木に依頼にきたのであった。

鈴木は川崎支部におもむき、全従業員から全権委任の承諾をえると、まず警察署長を訪れた。経過を説明し警察の干渉を避けうる条件をつくるためである。警察署長の了解をえて、鈴木は蓄音器商会総支配人ラビットとの交渉にぞんだ。交渉は結局、東京電気会社工業部長新莊吉生の意見を聴いて決することとなった。新莊は、日本においては会社の都合で休業する場合は必ずいくらかの手当を支給する、これを拒むなら日本では仕事はできないと説いた。その結果、七月十五日まで仕事は継続し八月十五日から再開する。その間一か月の休業期間については一週間分の給料を手当として支給する、賞与金は即時全額支給、との蓄音器商会の決定をえたのである。

有利な解決をえて従業員は「友愛会万歳」を唱和して喜んだ。争議が平穩に解決したことについて警察署長も喜び、川崎町長は友愛会に寄附金五十円をよせたのである。この争議は友愛会のかかわった最初の労働争議でもあった。争議経過にみられ



富士瓦斯紡績川崎工場の女子労働者

川崎市立中原図書館蔵『富士瓦斯紡績川崎工場写真帖』から

るように、交渉に威力あらしめたのは、法学士鈴木文治個人であり、鈴木を支援する有力者にほかならなかったが、労働者に有利な解決を実現することで友愛会の発展の踏み台となり、労働者の権利主張を発展させていくこととなったのである。

川崎支部と蓄音器商会との間には一九一四（大正三）年八月にも争議がおこる。蓄音器商会は不景気の中で生産過剰におちいり、前年秋ごろから減員をおこなってきたが、マシン部職工三十七名を日給二十五日分の解雇手当支給の条件で解雇しようとした。これに対し職工側は、川崎支部幹事である辻、斉藤他三名を委員とし、解雇するなら六か月分の日給を支給せよと要求する。それは総支配人が五月の職工解雇の際、残留職工に対してはあくまで衣食に窮せざるよう尽力するとの言葉を与えていたからであった。蓄音器商会は、日給三十日分、他に蓄音器一台、円盤音譜二ダースを原価の二割で売り渡す、との条件まで譲歩したが交渉は行きづまった。解雇者は全員友愛会員であったため、鈴木文治がふたび出馬し交渉にのぞむこととなった。鈴木は警察署長と協議のち交渉にはいり、蓄音器などの無償交付といったいま一步の譲

歩を調停案として提示したが、結局会社側の受け入れるところとならなかった。交渉は決裂しようとしたのであるが、鈴木は職工側を説得・慰諭し、蓄音器商会の最終案で妥結、争議を終了させたのである。

この争議においては、川崎支部幹事などの労働者が交渉主体として積極的に活動している。鈴木はこの争議の教訓の第一として「労働者の地位の著しく認められたる事」をあげた。すなわち「従来ならば会社側は専断的に事を決して嫌なら勝手にせよといふやうな態度に出でたかも知れぬ。然るに此度は会社も三労働委員を交渉者とし、職工側も代表者を出して接衝した。これ則ち資本家と労働者とが対等関係にて談判したる最初の例である」というのである（『友愛新報』第三六号）。鈴木は、争議の教訓の第二として互譲の精神をとぎ、この争議の終わらせ方を模範的解決とするように、労資協調・穩健平穩な秩序的行動を強調していたが、そのわくのなかで、川崎支部の行動は、労資の対等を実現したものと評価されたのである。修養・共済団体的であれ、労働者の団結としての川崎支部の存在そのものが、労資の対等を実現していく可能性を示していた。

支部の増加と

横浜聯合会

とところで、一九一五（大正四）年にはいると横浜方面を中心に友愛会員が急速に増加していった。『友愛新報』を改題して新たな友愛会機関紙になった『労働及産業』一九一五年三月号には、「大正四年一月五日以降大正四年二月廿日迄に、本会員百名以上出来ると同時に、支部存立を適当と認めたる地に本会支部設立を許可したり」との記事につづき、保土ヶ谷支部・横浜支部・横浜海員支部の三支部の名がみえる。横浜支部・海員支部合同の発会式は、四月二十六日に浜港館でおこなわれ、約四百名が参加、早大教授安部磯雄、鈴木文治の講演があった。保土ヶ谷支部の発会式は、翌一九一六年になって、二月十一日に富士紡績倶楽部でひらかれ、約二百名が参加している。

一九一五年における友愛会新入会者数の累計は、横浜支部五百四十四、海員支部四百三十八でいずれも川崎支部の三百九十三を上回った。一九一六年一月から十月の累計では、横浜支部九百七十、海員支部千四百五十一で、川崎支部の三百八十七を

第2表 県下友愛会支部新入会者数

	川崎	横浜	横浜 海員	保土 ヶ谷	横須賀	浦賀
1915年 1月	25	—	—	—	—	—
2	49	* 13	—	—	—	—
3	72	102	—	130	—	—
4	115	—	84	—	—	—
5	39	36	27	—	—	—
6	—	53	48	14	—	—
7	42	110	26	—	—	—
8	4	69	53	—	—	—
9	2	41	8	—	—	—
10	9	31	83	—	5	—
11	4	29	—	—	—	—
12	32	60	109	—	—	—
1916年 1月	22	26	42	—	—	—
2	8	59	87	7	—	—
3	25	—	—	—	—	—
4	10	68	5	4	—	—
5	50	149	234	27	—	—
6	104	69	128	1	—	22
7	103	87	197	—	—	33
8	41	152	154	5	—	8
9	13	30	223	14	—	28
10	11	330	381	—	—	—

1) 『労働及産業』誌に発表された月号により整理、実際の入会月は1~2か月前 2) *は横浜分会

は、横浜支部四名、海員支部二名、神奈川支部一名、保土ヶ谷支部二名、川崎支部五名の代議員が選出されて、東京につぐ友愛会の大拠点の位置をしめていたのである。

支部の衰退

一九一七(大正六)年は友愛会にとって試練の年であった。五周年大会で職業別組合の総連合体への方向を決定して労働組合化の意図を明確にし、また支部の中に争議の担い手となるものがあらわれてきたことが、友愛会に対する旨憲・資本家の圧迫を強めたのである。とりわけ、一九一七年三月の日本製鋼室蘭工場の争議以後、軍工廠では圧迫

引・人事相談・消費組合・会員倶楽部・家族慰安会である。職業紹介は、失職者より紹介を申し込むと、联合会から各支部分会あてに端書で通知し、支部分会の幹事が就職の紹介をなす、という方法で行われた。消費組合は実際には組織できなかったのであるが、市内の諸商店に特約の割引契約をむすぶという方法で消費活動を行っていた。

こうして、横浜聯合会をはじめとして、友愛会支部は県下に大きくひろがっていった。一九一七年四月の友愛会五周年大会に

が露骨にあらわれた。一九一七年四月ごろ、横須賀海軍工廠に友愛会支部がふたたび新設されたのであるが、圧迫をうけ、工場主任から警告されて会員が脱会し支部が全滅する。六月ごろ、支部は再建されるが、支部長名で次のような宣言書をださねばならなくなっている。

一 当支部員は国家直属の職工なるが故に自己の職務に精励することを期す

一 当支部員は公益に障害を与ふるが如き不法なる行為をなさざる事を期す（中略）

一 当支部員は常に国家的観念を養ひ自己の地位を考慮し深く戒め決して輕挙をなさず以て社会の模範たることを期す（『労働及産業』第七三号、資料編 13 近代・現代(3) 尖―11）

同時に、このころから県下友愛会支部の衰退がはじまってくるのである。もちろん、支部の新設がなかったわけではない。横浜聯合会の結成以前に、平塚分会の成立（一九二六年十月）があり、一九一七年中ごろまでに、新たに田浦支部・常盤支部・鶴見支部が成立している。しかし、一九一七年後半になると県下支部の中心である横浜聯合会や川崎支部の新入会者数は、著しい減少をしめしてくる（第三表）。この減少は、新設支部や、その他の支部での新入会者の増加によっておぎなわれていたが、会勢は減少にむかっていたと思われ、一九一八年四月の友愛会六周年大会までに、入船支部・禪馬支部・田浦支部・常盤支部が消滅してしまうのである。一九一八年における支部の新設は、千若支部（六月）一つのみであり、新入会員数の減少は数字でも顕著となってくる。

こうした状況への対策としてであろうが、一九一七年には、横浜鉄工組合の創立が企画され、また一九一八年二月には横浜出張所が設けられたりするが、会勢の挽回はできなかった。一九一九年はじめに横浜出張所の廃止が発表され、この年の五月号以後の『労働及産業』からは川崎支部の名称もみえなくなってしまう。

第3表 県下友愛会支部新入会者数

	川崎	横浜 联合会	常盤	鶴見	その他 支	合計	横浜海員
1916年11月	62	201			8	271	199
12	16	69			35	120	204
1917年1月	5	0			5	10	0
2	76	213			37	326	411
3	10	3			0	13	230
4	0	178			23	201	0
5	0	56			37	93	256
6	46	39			62	147	185
7	20	56	142		36	254	164
8	26	13	40	88	163	330	147
9	0	8	38	60	176	282	150
10	0	0	20	0	6	26	231
11	0	6	33	51	92	182	?
12	69	17	23	166	0	275	?
1918年1月	80	0	0	21	18	119	?
2	31	2	0	0	9	42	199
3	56	11	0	0	7	74	0
4	57	0	0	0	2	59	0
5	0	0		10	8	18	0
6	102	19		65	5	191	277
7	16	5		0	57	78	225
8	4	9		0	27	40	243
9	10	0		30	0	40	102
10	15	6		0	21	42	125
11	8	0		0	0	8	97
12	0	0		0	0	0	131

『労働及産業』から作成

八月にひらかれた七周年大会に、代議員を出席させた県下支部は、海員部としてまとめられた海員支部をのぞけば、従来からの支部としては、横浜支部と浦賀支部のみであり、一九一九年の新設支部として、京浜硝子工組合と潮田支部が加わるにすぎない。そして翌一九二〇年十一月の八周年大会には神奈川県選出の代議員は一人も存在していなかった。

県下の友愛会支部は、労働者の自助組織として、労働者に団結と連帯のあり方をしめし、権利意識を發展させる役割をはたしながらも、友愛会が労働組合化をめざす段階になり、官憲や資本家による

圧倒に直面し、また労働争議の波が労働者をおおうようになる、その新しい状況に適応しきれずに支部組織そのものは衰退していったのであった。

二 ヴェルサイユ講和と世論

戦勝祝賀とシベリア出兵兵士 一九一八(大正七)年十一月、ドイツは敗北し、キール軍港での水兵の反乱にはじまる革命のなかで、連合国との休戦協定を調印した。こうして四年をこえる第一次世界大戦は終了した。十二日、休戦条約調印の知らせが伝わり、はやくも横浜市内には戦勝祝賀のムードがあふれだした。市役所が各町衛生組合を通じて休戦条約調印のニュースを各戸に伝え、町まちはたちまち国旗をかざられた。山下町の外国商館は戸ごとに連合国国旗をかざり、午後四時から、在日連合国人らが赤服の音楽隊を先頭にボーイスカウト、三十台余りの裝飾自動車で行列し、居留地を、さらに横浜市役所から県庁前へと行進した。午後六時半からは、県市連合の有志祝賀会が、横浜公園内社交倶楽部でひらかれた。横浜市内の各同業組合、青年団、中等学校などへ祝賀会開催が通知され、夕方から打ち上げられた花火の景気にも誘われて、人びとがぞくぞくと横浜公園につめかけてきた。用意されていた二千の提灯(ちとう)はまたたく間になくなり、あわてて五百が追加される。社交倶楽部では、県市の各高等官をはじめとする有力者を前にして、有吉県知事が、「諸君ノ、今日は「人道の敵が正義の前に屈服した日」である、「茲に於てか我々は開戦以来聯合國と共に至大の努力を費した我帝国の臣民として、陛下の万歳を三唱しようではありませんか」と演説し、万歳の音頭をとっていた。祝賀会は、打ち上げられる花火の中で提灯行列をくりひろげ、爆竹がうち鳴らされるお祭りさわぎを市内にひろげていった(『横浜貿易新報』大正七年十一月十三日付)。

公園の祝賀會

知事の音頭で萬歳三唱 急遽催した提灯行列

官民合同の祝賀提灯行列——を早くも急遽催した。この祝賀會は、市の協定に依つて、逸早く、市内の各同業組合、青年團、中等學校等に通達されたので、午後六時頃の横濱公園は早くも

▽灯の海

何しろ狩り集めた千の提灯、なる日でありませうか、人道の道が社交俱樂部前で、間に群衆の手を渡つたので、更に五百を併した。縣市各高等官初め有力者は、たさいふ事は世界人類の爲に最も、祝賀すべき事であらうと思ひます。學校三百名、二十五十餘名、其他は、茲に於て我々は、暫く來、聯合

▽知事は

「提灯」を叫び出した。今日は如何に、下中央に高く、美酒の杯を掲げて

新聞 大正7年11月13日付 『横浜貿易新報』 戦勝祝賀のようすをつたえる

このような戦勝祝賀の行事は、ひきつづき県下の各地でくりひろげられていった。横須賀市では十八日、一万の学童が手に手に日の丸の旗をかざして旗行列をくりひろげた。小田原町でも十九日、昼には小学校生徒の旗行列が、夕刻からは町民による提灯行列が行われた。県下の村むらでもまた、在郷軍人会、青年團、小学校などによって祝賀會が催されていった。こうしたお祭り騒ぎのピークが、二十六、二十七日の二日間にわたつてくりひろげられた横濱市の大祝賀行事であつた。連合國領事、県知事、横濱市長の主催による大レセプション、十八団体一万九千人余の参加による大提灯行列、第二日には全市の官公庁、各銀行、会社などは休業し、内外人連合の仮装行列を数十台の花車とともに展開したのである。

多くの県民が、戦勝祝賀のお祭りさわぎに酔いしれていた。『横浜貿易新報』に、横濱出身のシベリア出兵兵士の手紙が紹介されている（大正七年十一月二十日付）。電報頼信紙の裏にかかれた書面で彼は、シベリア出兵兵士への世間の無関心を嘆いていた。零下二十度を超える酷寒のもと、戦友の戦死を耳にするなかで任務についている彼には、一通の慰問状もこないというのである。「内地の在郷軍人団や或は凡ての人々は出征兵士の家族等を時々見舞つて呉れるのか、呉れないのか、所属在郷軍人団に手紙を二度三度出しても一通の返事も来ぬ、一度の慰問状をよこした人もない、出征軍人は胸に不快を抱いて故国の人情の薄いのを嘆じて居ます」。さらに彼は、成金が芸妓とふざけまわっていることや、やれ園遊會、やれ

紅葉狩りといった遊興の風潮と、支給の小使い銭ではたばこすら満足にすえない兵士の状況とを対比して、世間の風潮を嘆いている。

はなやかな戦勝祝賀行事への人びとの熱中と、シベリア出兵とその現実への無関心のなすコントラスト、ここに講和会議に直面しようとしていた日本とそこにおける世論の一つの断面をみることができるように思われる。人びとは、さきの有吉県知事の演説にもみられるように、連合国の一員として日本が戦勝をむかえたことを祝賀していた。それは「人道の敵」ドイツの屈服によって、戦後の新しい「正義」の秩序の形成に日本が有力国として加わることを暗黙に了解したものであった。そこでは、「世界の大勢」を主導することになった連合国の一員であったことに満足し、連合国の協力により新しい国際秩序がつくられることが期待されていた。しかし現実には、日本はシベリア出兵の中で米英などとの対立関係を拡大しつつあったのである。そのシベリア出兵に世論は、冷淡さをふくんだ無関心で対応していたのであった。

戦後論の展開

第一次世界大戦の初期から、講和の成立にいかにも備えるか、戦後の準備をどうすべきかという議論はだされつつあった。大戦前期のこうした議論の特徴は、次の二つの点にあったといえる。一つは、ドイツを主対象とする対外硬、東洋権益の獲得の主張であり、二つには、戦後の経済戦への準備の議論である。いま、こうした点を梟下における世論形成に大きな役割をはたしていた『横浜貿易新報』の主張¹¹⁷社説からみてみよう。

開戦の直後、ヨーロッパの西部戦線が膠着^{こうちやく}状態にはいり、アメリカを中心に講和運動のうごきが出はじめたのに対し、『貿易新報』は「吾人は飽くまでも昨今の平和運動を無用有害と為す」とした。それは、「少くとも膠州湾の防備を粉碎して、東洋永遠の平和を確立する迄は、耳を講和に籍すを得ざる也」とする立場からである。そこでは、たとえ日本軍の膠州湾占領以前に「欧州の平和」が成立したとしても、その余波にまきこまれず「膠州湾を全く日本軍に引渡し将来^{ドクト}独逸軍隊をして、支那

大陸に根拠地を得せしめざるの条件」を貫徹する用意を政府に勧告していたのである（大正三年九月十八日付）。

また、一九一七年ロシア十月革命によって、露独の単独講和の動きがあらわれたのに対して「日本は自ら大に決意する所無きを得ず」と積極的な干渉論を展開する。それは、「東洋平和の維持は日本の職責なり、苟くも之を擾乱するの憂ありとせば、予め備ふる所無かる可らず」とする立場からであった（大正六年十一月十四日付）。いずれも、東洋の覇者日本という立場から、東アジア地域における権益と秩序を維持・獲得するために、連合国側にたつて積極的な対外進出政策を主張するものであったといつてよい。

もう一つが、戦後経済戦への準備の主張である。この大戦の背景に経済問題があり、平和回復とともにこの経済問題が直接・間接に姿をあらわすこと、それにそなえるべきことは一般的に大戰初期から指摘されていた。それはヨーロッパ交戦国にかわつて、商品輸出が増大するにおよび、「平和未だ恢復せられず、独逸商品の輸入絶々たる虚を突きて、之に我商品を輸出し、戦後に至るも尚ほ且つ彼れを排して我に求むるの形勢を持續する所以の方法を講ずるが如き、是れ豈に我戦時中の要務にして、而も亦戦後の大いなる準備」として強調されていた（大正五年四月一日付）。こうした立場から横浜商業会議所が「戦後経済に関する研究を開始せるは、最も機宜を得たる計画」と評価されたのである（大正五年四月十一日付）。いわば、戦後経済論も、貿易商業において、「我帝国の国是を貫き、国威を張り、而して利益を大にするを得べきやを講究」するものとして展開されていたのであった。

ところがこうした戦後論の、自国の政治的・経済的利権、国益の拡張論としての性格は一九一八年のはじめから、急速にかわりはじめる。

戦後の「世界の大勢」 こうした方向を示したものと、『横浜貿易新報』の社説「国民的理想論」（大正七年一月二日（十三日付））をあげるべきであろう。この論説は、「亜細亜的日本」か「世界的日本」という対比のうえに、戦後日本の国際的進路を検討したものである。そこでは次のように述べられている。かつて「小日本主義」か「大日本主義」という論争があったが、いまや「大日本主義」＝「膨張主義」「発展主義」の日本であることは明確になった。しかし、「大日本主義」の理想・目標・手段という点からすると「亜細亜の大日本か世界的大日本か」の抗争が存在している。アジア主義とは何か。それは「支那印度其他の東洋諸民族を糾合し、日本国を其盟主として、白人種と角逐」せんとする方針である。これに対し「世界主義」は「日本を以て東西文明の融合者、人種的反感の調和者、世界的新文明生活の建設者たる可き使命を有す」となる。

論説は、この両者のいずれを採用すべきかについて、第一次大戦の展開にあらわれている「世界の大勢」から二点を指摘する。

一つは、今回の戦争が「民族対抗」に起因していると同時に、「民族の相互尊重」を「新興の勢力」としてうみだし「世界的大勢」としているという点である。そこから戦後世界における「黄白人種の一大血戦」は避けうるといふ結論が導かれる。

もう一つは、現状は「独逸流の軍国主義膨張主義と、英米流の平和主義自由主義と、二大潮流の孰いづれに与みす可きか」という選択にあるという点である。そして英米流の「正義人道」は「王道」に近きものありとし、「独逸流の日本化」にはかならない。「アジア主義」を排斥して「世界的大日本」の立場に立つべきことを主張するのである。

この「国民的理想論」という論説は、「アジアの盟主日本」という大國主義的立場を前提にしながら、イギリス・アメリカへの協調外交体制をとることを国際路線上の方針とし、そうした「自由主義平和主義」の潮流がかたちづくる戦後世界体制に

おいて能動的に対処しうるべく国内体制も対応することを主張したものと評価できる。

この年一月に、米大統領ウィルソンが講和条件一四か条を発表し、戦争目的が、列国の協調的国際秩序の形成と民族自決の原則の適用とされることで、こうした主張はその勢いを強めた。大戦は「世界の文明問題をして根本より一新するの使命」をもつものとされ、「世界の趨勢」は「民本自主の風潮」が「社会一切の源泉たらんとす」ところに求められる（大正七年十月十日付）。

ドイツ敗戦の気運が強まるにつれ、戦後の「世界の大勢」は、ウィルソンの一四か条に基づき、その「根底」である「世界の民主化」と「永遠の平和」をめざすものであることが強調され、それへの対応が主張され、シベリア出兵についても「善後に速かなるを要す」という指摘のように疑問が提出されるにいたるのである（同年十月十二日付）。

講和会議と世論

一九一九（大正八）年一月から、ヴェルサイユ講和会議が開催されると、この講和会議をめぐってさまざまな議論がみだれとぶことになった。この議論を大きく整理すると、講和会議で決定される戦後国際体制秩序に対応する国内体制をどのように形成するかという問題と、戦後国際体制の形成に対する日本の要求が貫徹せしめえなかったか——せしめえなかったとするならばそれはなぜかという問題とにわけられる。

前者の代表的議論が、国際連盟の設立と普通選挙権問題の結合であったといつてよい。おりからひらかれていた第四十一議案には、原内閣によって小選挙区制と納税資格三円までの引下げを内容とする衆議院選挙法改正案が提案され、これに対し普通選挙の実現を要求する運動がひろがっていった。

この選挙権拡張・普通選挙の議論が、民主化の世界思潮の大勢と国際連盟の参加資格との関係で論じられ、選挙権拡張・普通選挙の主張にはずみをつけていく。その議論は、次のようなものである。

「今次の戦争は武断政治と民本政治の戦い」であった。その戦争は「民本政治」の勝利に終わり、戦後の世界思潮は一大変革を促されている。講和会議において設立されようとしている国際連盟について、その「加入国は民本国たるを要件とす」との意見もある。もし日本の現状について「名は立憲国たりとも、事実に於て選挙権を少数国民の特権に附しつゝある現状上、列国より異議疑惑を挟まれ、或は聯盟加入資格に波瀾を生ずるなきかを憂ふる」選挙権の大拡張は不可避である、といっているのである（大正八年二月二日付）。

戦後国際秩序の基礎をなすものと考えられた国際連盟への参加資格と選挙権拡張・普通選挙問題が結びつけて論じられ、戦後世界秩序への国内体制の対応として、選挙法改正の必要性が説かれた。

同様の論理は労働問題にもみられた。講和会議の中で、講和条約の中に労働規約が含まれることが決定すると、労働問題への関心は大きく高まり、それへの対応の必要性が主張される。早くから、労働問題についてふれながらも、それを主として「道徳問題」の側面からとらえがちであった『横浜貿易新報』もまた、国際労働規約の成立との関連で「世界の大勢思潮が刻此機運を促しつゝあるに、日本国独り此大勢に孤立すべきにあらず」とし、「制度を改め法令を改むる、固より以て当面の要務」としたのである。

他方、講和会議に対する日本側の主張として、世論の注目をあつめた問題の一つは、「人種的差別待遇撤廃」の問題であった。

『横浜貿易新報』もこの問題を講和会議におけるきわめて重要な問題としていた。それは、「日本人が海外に於て、他国人と差別的待遇をうける」「其範囲の広きと、世界的日本国民の地位に対する一種の侮蔑たる精神的な関係」からであり、戦後の世界秩序が「正義と人道」の名の下につくられようとしている講和会議において、「日本国民に差別的待遇を与ふることと、

正義人道の關係」は両立せぬとして注目したのであった（大正八年一月八日付）。

講和会議において「人種的差別待遇撤廃」を国際連盟規約に盛り込もうとする提案が、日本代表によって提出されたが、結局、英米など列国の反対によって提案は留保される結果となった。

この状況について、一面、英米は、自由・正義を「大看板」にしなから、「自由平等の第一要件たるべき人種案を強ひて聯盟案中より除外し、自ら聯盟の精神を蹂躪して差づるを知らず」と、英米主導の戦後世界秩序の形成への失望があらわれる（同年三月二十六日付）。同時に、この外交の失敗は、「秘密主義」によって「国民外交の妙諦」を発揮させえなかったことに求められ、「大勢達観の明を欠き、徒らに時代遅れ」であった原内閣の責任が追求される（同年四月一日付）。こうして、外交失敗の側面からも、国民的力量的結集を可能にする国内体制への「改造」をもとめて普選実現の声がさらに強まることになるのである。

第二節 普通選挙運動

一 一九一九年から二〇年の普選運動

『横浜貿易新報』 納税資格制限によって、選挙権の有資格者が国民のごく一部に限られていることへの批判は、はやくから『選挙権拡張論』 存在していた。『横浜貿易新報』も、一九一五（大正四）年、第十二回総選挙が大隈内閣の与党側の大勝利となったことを喜びながら、選挙権の拡張を提唱し、次のように主張していた。日本に約六百万の戸主である男子がいると思われるのに、選挙権者はわずか百五十万内外にすぎない。四百万余の「堂々たる一家の主人」に参政権が与えられていない現状である。だが「政治が今日の世界の大勢の如く、民本的と」なってきた以上、「選挙権に制限を附して、之を唯社会少数の財産家のみ有せしむるは、必ずしも万全の道ならざる」ものである。「直に普通選挙制に移るは、早計に失す」との非難もあるが「戸主の半以上は、皆選挙権あるものたらしむる」べし（大正四年三月三十一日付社説）。

この論説では、選挙権拡張の目標として主張された点は、男子戸主の過半数という狭い範囲に過ぎないのであるが、政治の民本主義化を「世界の大勢」とし、そこに選挙権拡張の根拠をおいた点に大きな意味があった。それは「恒産なくして恒心なし」として財産資格制限を擁護する主張を、「我今日の社会に於ては、財産の有無と人物の上下とは必ずしも常に一致す可らざるものあり」と現実から批判し、立憲政治は「民を本とするの政治にして、保守派の論よりするも、知識人格だに之に耐ゆ

せる手段としてとらえられ、その能力の基準が財産よりも「知識人格」の重視へと移ってきた以上、中学卒業以上の「知識階級」に選挙権を拡張せよ、との主張がうまれてくるのは必然的であった。

一九一八年夏の米騒動の結果、寺内内閣は倒れ、政友会による原内閣が成立した。この最初の本格的政党内閣に対し、多くのジャーナリズムからよせられた希望の一つは選挙権拡張であった。原内閣は第四十一議会に選挙法改正案を提出するが、その直前に『横浜貿易新報』は、「選挙権を拡張し、是を知識階級に及ぼすは今日が正に絶好の機運」と述べていた（大正七年十二月十三日付社説）。一九一八年末の時点でも、民本主義とは「一般民衆をして、普く広く文明知識の福音に浴せしめ、政治を知識に置かんとするの運動」であるとの強調がされ「知識階級」への選挙権拡張が主張されるにとどまらず、普通選挙は問題にされていなかったのである。

普選論と ところが、一九一九（大正八）年一月になると、東京において普通選挙同盟会や学生団体が、普選実現にむけて

県下の動静 活発な運動を展開しはじめる。二月九日には代議士や新聞記者など数百名によって納税資格撤廃同志大会がひらかれ、二月十一日には学生三千名の普選デモが行われる。さらに普通選挙同盟会は、三月一日に約一万の民衆の参加する大デモンストレーションを展開し、普選運動は大衆運動としてひろがっていったのである。また議会内でも、各政党内の普選支持派の代議士が普選実現を期して会合し、これら院内普選論者の間には提携の気運も生じた（松尾尊九「第一次大戦後の普選運動」『大正期の政治と社会』）。

この政派をこえた提携のうごきを『横浜貿易新報』は高く評価した。「人種的差別待遇の撤去」と「普通選挙の施行を促進」との内外二方向の運動については、「在野党も、政府与党も、何れも有志として其黨員を参加」せしめている。こうした「政党を超越し、利害を超越したるの新運動」は「政界の新現象」であり、「政界の沈滞に一道の生氣を与へんとするもの」であ